

議第239号

京都市収入証紙条例を廃止する条例の制定について

京都市収入証紙条例を廃止する条例を次のように制定する。

平成22年 2月17日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市収入証紙条例を廃止する条例

京都市収入証紙条例は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年 4月 1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に売りさばかれた京都市収入証紙（この条例による廃止前の京都市収入証紙条例附則第 2 項の規定により当分の間有効とされた収入証紙を含む。）は、消印されたもの又は著しく汚染し、若しくはき損したものを除き、平成27年 3月31日までの間、これを返還し、その額面金額に相当する額の現金の還付を受けることができる。

提案理由

証紙による収入の方法を廃止する必要があるので提案する。